

1. 立会人なしで弁護士と相談（接見）する権利、および取り調べ中の法的援助に関する権利

A. いつ？

- あなたには、取調べ前に立会人なしで弁護士と相談（接見）する権利、および取調べ中に法的援助を受ける権利があります。
- 取調べの対象となっている違法行為が禁固刑の対象となっている場合、Cで規定される手順が適用されます

B. どの弁護士に？

- あなたは、あなたが選んだ弁護士と自由に相談（接見）できます。
- 特定の法的条件に該当する場合、法的支援システムの弁護士を依頼することができます。これは、全額または一部無料です。法的援助制度の利用条件についてまとめた文書を請求することができます。その後、当番弁護士の法的支援事務所に弁護士の指名を依頼します。

C. 立会人なしでの相談（接見）はどのように行われますか？

1~4に規定された権利の一覧と、取調べ前に弁護士と相談（接見）したとみなされる旨が記載された書面による召喚状を受け取った場合は以下のとおりです。

- すでに弁護士と相談（接見）する機会があったため、延期は認められません。
- 弁護士の援助を求めない場合は、取調べ開始前に黙秘権に関する通知を受ける必要があります（ポイント3参照）。

召喚状を受け取っていないか、記述が不完全である召喚状を受け取った場合は以下のとおりです。

- 弁護士と相談（接見）できるよう、一度に限り、取調べを後日または後の時間に延期するよう依頼できます。
- 電話で弁護士と話した後、取調べを開始できます。
- 取調室で弁護士の到着を待つことができません。

D. 取調べ中の法的援助

弁護士は次のことを保証します。

- あなたの黙秘権および、自分の不利になることを話さない権利が尊重されること
- 取調べ中にあなたが適切に取り扱われ、不当な圧力を受けないこと
- あなたの権利があなたに適切に通知されること、および取調べが法律に従って行われること

この点について弁護士が何らかのコメントを行った場合、弁護士の求めにより、そのコメントは直ちに警察の取調べ記録に残されます。弁護士は、特定の調査を行うよう求めたり、特定の人物に尋問するよう求めることができます。弁護士は、質問の内容に関する説明を求めることができます。弁護士は、調査および取調べについての意見を述べることもできます。弁護士があなたに代わって回答したり、取調べを妨害することはできません。

E. この権利を放棄することはできますか？

弁護士と相談（接見）すること、および弁護士の援助を求めることは義務ではありません。

次の条件を満たす場合、慎重に考慮した上で自発的にこの権利を放棄することができます。

- 成人であること
- 権利の放棄に関する有効な文書に日付入りで署名していること

2. 違法行為の要約の伝達

- あなたには、取調べを受ける違法行為について簡単な説明を受ける権利があります。

3. 黙秘権

- どの時点においても、自分の不利になることを話す義務はありません。
- 氏名などの本人確認情報を述べた後、供述を行うか、質問に答えるか、または何も話さずに黙秘するかを選ぶことができます。

4. 取調べ中のその他の権利

取調べの冒頭では、多数の事項が伝達されます。事実関係についての簡潔な情報および黙秘権について説明された後、次のことが伝えられます。

- すべての質問および質問に対するあなたの回答を、あなたが使ったそのままの言葉で記録するよう求めることができます。
- 特定の調査を行うよう求めることができること、または特定の人物に尋問するよう求めることができます。

- 行った供述は法定での証拠に使用されます。
- 逮捕されているわけではないため、いつでも自由に好きなところへ行くことができます。
- 取調べ中は、それによって取調べの延期が必要とならない限り、あなたの所有するあらゆる文書を使用することができます。取調べ中または取調べ後に、これらの文書を供述調書に追加するか、裁判所書記局に提出するよう求めることができます。

5. 取調べの終了時

取調べの終了時に、提示された取調べの記録を読むことができます。また、読み上げてくれるよう求めることもできます。

供述調書の内容に変更や補足がないかどうか確認を求められます。

6. 通訳人による支援

- 訴訟手続きとは異なる言語を話したい場合、宣誓通訳人が呼ばれ、取調べ中にあなたを支援します。この支援は無料です。
- あなた自身があなたの使用言語で供述を記録するよう求められる場合もあります。

この権利についての説明は、自由に手元に置いておくことができます。